

千葉県水道局環境保全計画実施状況一覧表

基本方針	施策の方向	取組事項	平成22年度までの目標	平成22年度の計画	平成22年度の実績、取り組み状況	基準年の値(水道局の値) ※1	評価	5年間の総括
2	(4) クリーンエネルギーの導入	①太陽光発電設備の導入	ちば野菊の里浄水場ポンプ棟屋上に太陽光パネルを設置し、稼働する。	ちば野菊の里浄水場の太陽光発電設備を継続運転し、購入電力の削減をする。	年間7万2千kWhの発電ができ、購入電力が削減できた。	—	a	ちば野菊の里浄水場に太陽光発電設備を導入する目標は達成した。今後は、他の施設についても、施設更新の時期に合わせて、発電パネルの設置を推進する。
		②マイクロ水力発電(※9)設備の導入	平成19年度に幕張給水場・妙典給水場にマイクロ水力発電設備を設置する。	マイクロ水力発電機を稼働し、環境負荷のある購入電力(全浄給水場の年間購入電力の1.5%に相当する240万kWh以上)を削減する。	幕張給水場と妙典給水場合わせて、年間合計で目標を上回る308万kWhを発電した	—	a	幕張給水場及び妙典給水場に、マイクロ水力発電を導入する目標は達成した。今後は、他の給水場についてもマイクロ水力発電設備設置可能性を検討し、実現可能なものから実施する。
3	(5) 当局の環境保全対策に係る環境コミュニケーション	①環境報告書の作成	毎年度作成し、広く公表する。	環境報告書を作成、公表する。	環境報告書を作成し、水道事務所、県民センター、給水区域内の図書館等に配布するとともに、ホームページに掲載した。	—	a	千葉県水道局の環境保全対策について、環境報告書を毎年度作成し公表する目標を達成した。
		②環境への取り組みに係る広報の実施	水道局ホームページや県水だよりなどを活用して当局の環境への取り組みについて積極的に広報する。	環境報告書をホームページに掲載する。また、県水だよりに環境報告書のお知らせを掲載する。	環境報告書をホームページに掲載し、県水だよりに主な内容、配布・閲覧場所等を掲載した。	—	a	千葉県水道局の環境保全対策について、ホームページで環境報告書に掲載し、公表する目標を達成した。
4	(6) 浄水場などにおける薬品等の適正管理	①浄水薬品の事故発生ゼロ	浄水薬品に関する事故発生をゼロにする。	塩素漏洩処置訓練の実施、浄水薬品の適正な管理	塩素漏洩処置訓練を各浄水場において年4回行った。	—	a	塩素漏洩処置訓練及び浄水薬品の適正な管理は計画どおり実施し、浄水薬品による事故を防止することができた。今後も浄水薬品による事故防止に努める。
		②液体塩素の次亜塩素酸ナトリウム(※10)への変更	栗山浄水場において、平成19～20年度に次亜塩素酸注入設備を設置し、平成21年度から液体塩素に代えて次亜塩素酸ナトリウムを使用する	—	—	—	a	平成20年度に次亜塩素酸注入設備工事を実施し、平成21年度から次亜塩素酸ナトリウムの使用を開始した。
		③PCB(※11)の適正管理	千葉県が策定する千葉県PCB処分計画に基づき、PCB処分業者へ委託し適正に処分するまで、適正に保管する。(平成23年頃から処理開始予定)	PCB廃棄物を適正に保管する。	電気設備の更新等で新たに発生した微量PCB含有機器についても適正に保管した。	—	a	各年度新たに発生したPCB含有機器については適正な保管が行われ、目標は達成された。処分開始が決まるまで、適正保管を継続する。
		④フロンガス(※12)の適正管理	設備更新に併せてフロンガス使用設備は、フロンガス不使用機器に交換するとともに、撤去の際は適正な回収管理を行う。	フロンガス使用設備の設備更新時にフロンガス不使用機器への交換、撤去時の適正な回収管理	左記のとおりフロンガスの適正管理を行った。	—	a	フロンガス使用機器の適正な管理が行われ、フロン漏洩などの事故もなく目標を達成できた。来年度よりフロンガス使用設備の更新が多くなるので、適正回収に努める。
		⑤ハロンガス(※13)の適正管理	設備更新に併せてハロンガス消火設備は、ハロンガス不使用機器に交換するとともに、廃棄の際は適正な回収を行う。	ハロンガス使用設備の設備更新時にハロンガス不使用機器への交換、廃棄時の適正な回収	左記のとおりハロンガスの適正管理を行った。	—	a	ハロンガス使用機器の適正な管理が行われ、ハロン漏洩などの事故もなく目標を達成できた。来年度よりハロンガス使用設備の更新が多くなるので、適正回収に努める。

- ※9 マイクロ水力発電 水が流入する際の水圧・水流のエネルギーを利用して発電する、小規模な水力発電設備です
- ※10 次亜塩素酸ナトリウム 塩素と同じく水道水の消毒に使用します。毒性が強い液体塩素に比べ取り扱いが容易で、従事者の安全を確保するとともに、災害時に漏洩した場合の二次災害を防ぐことができます。
- ※11 PCB廃棄物 PCBは絶縁性、不燃性などの特徴があり、電気機器などに広く使用されてきた物質ですが、毒性が高く、現在は製造が禁止されています。PCBを含んだ廃棄物を保管する事業者は保管状況の届出と、平成28年までに適正に処分することが法律で義務付けられています。
- ※12 フロンガス フロンは冷蔵庫やエアコンの冷媒として使用されてきましたが、オゾン層を破壊し、地球温暖化の原因となることが指摘されています。業務用の冷凍空調機器には、家庭用とくらべ大量のフロンが使われており、機器の廃棄に伴ってフロンが大気中に放出されないよう、廃棄時の適正なフロン回収が法律で義務付けられています。
- ※13 ハロンガス 消火設備・消火機器に使われていましたが、フロンと同じく、オゾン層を破壊する性質があることから、消火用としてのハロンガスの生産は全廃されています。

水道局独自の取組事項  
千葉県環境マネジメントシステムに基づく取組事項

評価区分  
a…目標を達成した。  
b…目標を概ね達成した。(達成率80%以上。)  
c…目標を達成できなかった。(達成率80%未満。)